

## スライド相談窓口の設置について（お知らせ）

今般、建設工事に使用する燃油・建設資材等の価格が高騰しており、工事受注後の請負代金額が不相当となる恐れが生じております。このような事象が生じた場合、建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）を適用し、請負代金額の変更が可能となっております。

スライド条項の運用に関して、周知や制度の理解を図るため、受注者からの問い合わせや相談を受け付ける総合的な窓口として、「スライド条相談窓口」を令和4年6月15日より各総合支庁産業経済部森林整備課に設置いたします。

### 記

#### 1 スライド相談窓口の業務\*

- 1) 建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）運用に関する周知
- 2) スライド変更等に係る受注者からの問い合わせ、相談受付
- 3) 相談事案に係る工事担当職員との調整

※対象となる業務は農林水産部森林ノミクス推進課所管事業に限ります。

#### 2 スライド相談窓口の設置場所

各総合支庁産業経済部森林整備課内（課長補佐（治山林道担当））

#### 3 窓口設置期間

令和4年6月15日から当面の間